



# 金 沢 市 公 報

号外第28号

平成28年(2016年)9月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	1
● 条 例		○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院事務局)	3
○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (こども総合相談センター)	1		

## 条 例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第44号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項、第57条第2項、第97条第4項、第105条第2項及び第116条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第45号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4号の表中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に、「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改め、同表第13号の表中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び

第3号」に、「同条第6項各号」を「第6項各号」に改め、同表第14号の表及び第15号の表中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同表第17号の表中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改め、同表第18号の表中「第6号」を「第3号」に、「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第19号の表中「第6号」を「第3号」に改め、同表第22号の表及び第23号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第24号の表中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同表第25号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第28号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に、「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同表第29号の表、第30号の表、第33号の表、第35号の表及び第38号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第39号の表中「第6号」を「第3号」に、「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第40号の表中「第6号まで」を「第3号まで」に、「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に、「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同表第42号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第43号の表中「第6号」を「第3号」に、「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第46号の表中「営業」の次に「並びに同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」を加え、同表第47号の表及び第50号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第57号の表中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号から第4号まで」に改め、同表第59号の表中「第6号」を「第3号」に改め、同表第61号の表中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同表第62号の表中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に、「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に、「第6号まで及び第8号」を「第3号まで及び第5号」に改め、同表第63号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に、「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同表第67号の表中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第68号の表中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号から第4号まで」に、「第2条第1項第1号から第7号まで」を「第2条第1項第1号から第4号まで」に、「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に、「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同表第70号の表中「、第5号及び第6号」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第46号の表の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年

法律第45号。同法附則第1条第1号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第46号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1特別長期入院料の項中「第63条第2項第4号」を「第63条第2項第5号」に、「第64条第2項第4号」を「第64条第2項第5号」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年(2016年)9月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)9月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄